

いざという時にどうしたらいいの？

緊急時対応マニュアル（学生編）

◆ 地震が発生した場合

学内（授業時間・研究活動中）

- ①実験等で劇毒物の薬品等を使用していた場合、転倒や破損による飛散防止の処理を行い、ガス等の火気を使用していた場合、元栓を締める。
- ②教職員の指示により、速やかにグラウンドに待避する。なお、天候等の状況により体育館等への退避を指示する場合もある。
- ③けが人等の有無を確認する。
- ④ゆれが収まっても、余震や建物の安全が確認されるまで、大学の指示する場所で待機する。
- ⑤大学の指示により、帰宅が可能な場合は、速やかに帰宅する。不可能な場合はそのまま待機し、自分で判断しないこと。



学外（自宅又は下宿）

- ①ガスを使用していた場合、速やかにガスを止め、元栓を締める。石油ストーブや電気ストーブを使用していた場合、速やかに消火する。
- ②速やかに安全な場所へ避難する。（非常時持出袋に貴重品等を入れておく習慣を身につける）
- ③居住者の市町村からの指示に従って行動する。
- ④大学に被害状況、安否情報及び避難先等を必ず連絡する。
- ⑤自宅又は避難先において待機する。
- ⑥登校が可能であれば登校し、できない場合は待機（自習）する。

◆ 火災が発生した場合

学内（授業時間・研究活動中）

- ①火災を発見した場合、大声で火災を知らせ、火災報知機のボタンを押す。
- ②火災報知機が発報した場合、教職員の指示により、速やかにグラウンドに避難する。なお、天候等の状況により体育館等へ避難を指示する場合もある。
- ③けが人等の有無を確認する。
- ④火災が収まっても、建物の安全が確認されるまで、大学の指示する場所で待機すること。
- ⑤待機の解除は、大学が指示する。



学外（自宅又は下宿）

- ①火災を発見した場合、「119番」に通報し、速やかに退避する。
- ②火災報知機が発報した場合、速やかに安全な場所に避難する。
- ③避難する場合、非常持出袋に貴重品等を入れておく習慣を身につける。
- ④消防署員又は警察官の指示に従って行動すること。
- ⑤大学に被害状況、安否情報及び避難先等を必ず連絡すること。
- ⑥退避先において待機すること。

◆ 盗難が発生した場合

- ①速やかに教職員又は守衛室の警備員に通報し、現場の保全に努める。
- ②警察署に届け出る場合は、必ず、大学に連絡のうえ行うこと。（※教職員の立会が必要な場合があるため）
- ③キャッシュカードやローン機能の付いたカードが盗難にあった場合
→速やかに銀行やローン会社等に盗難の届けを行う。
- ④学生証、運転免許証、健康保険証等が盗難にあった場合
→速やかに大学、警察、役所又は会社等に盗難の届けを行い、再発行を申請する。
- ⑤携帯電話が盗難にあった場合。
→速やかに、電話会社に盗難の届けを行う



◆ 交通事故が発生した場合

加害者になった場合

- ①不注意等により加害者になった場合、速やかに警察署や消防署に通報し、被害者の救護にあたる。
- ②必ず大学に状況を連絡すること。
- ③被害者及び家族に対し、誠意をもって対応すること。

被害者になった場合

- ①被害者となった場合、連絡ができる状態であれば、出来る限り速やかに大学に状況を連絡する。
- ②通学中であれば、学研災等の認定の対象になることもあるので、担当係と相談すること。



◆病人・けが人が発生した場合

学内（授業時間・研究活動中）

- ①病気やけが人が発生または発見した時は速やかに保健センターに通報し、救護を要請する。
- ②医師又は看護師の指示により、救急車の出動を要請する必要がある場合は、大学から要請する。
- ③患者に付き添える教職員又は学生等が救急車に同乗し、容体等の状況を大学に連絡する。
- ④けがの場合、正課中であれば学研災等の認定の対象になることもあるので、担当係と相談すること。



正課外（課外活動中等）

- ①病気やけが人が発生または発見した時は速やかに教職員、守衛室の警備員に通報し、救護を要請する。
- ②教職員又は警備員の判断で救急車の出動が必要であれば要請する。
- ③患者に付き添える教職員、学生等が救急車に同乗し、容体等の状況を大学に連絡する。
- ④けがの場合、課外活動中であれば学研災等の認定の対象になることもあるので、担当係と相談すること。

◆気象警報発令及び交通機関の運行停止

以下の場合、授業を全て休講とする。

I 奈良市に特別警報、または暴風警報が発表された場合

II 下記①～④のうち3以上の路線の運行が停止された場合（「一部運転見合わせ」、「一部運休」は対象外）

- ①近畿日本鉄道 近鉄難波線・奈良線（大阪難波～近鉄奈良）、②近畿日本鉄道 京都線（京都～大和西大寺）
- ③近畿日本鉄道 橿原線（大和西大寺～橿原神宮前）、④J R西日本 大和路線（J R難波～加茂）

III 上記以外に、学長が通学困難と認めた場合

ただし、I、IIについては、以下の（2）、（3）の場合には、授業を再開する。

【警報解除時刻】		【授業実施時限】
（1）	午前 7時00分までに解除の場合	平常通り実施
（2）	午前11時00分までに解除の場合	5・6時限目から実施
（3）	午後 4時00分までに解除の場合	11・12時限目から実施

※午前11時00分を過ぎても警報が解除されない場合は、9・10時限目までの授業は全て休講とする。

※午後 4時00分を過ぎても警報が解除されない場合は、11・12時限目以降の授業は休講とする。

※授業実施中に発表された場合は、その時限の授業は直ちに中止する。

課外活動や自習中に警報が発令された場合は活動や自習を中止し、速やかに帰宅すること。

◆不審者を発見した場合

- ①不審者を発見した場合、速やかに教職員又は守衛室の警備員に通報すること。
（※1人では絶対に対応しない！）
- ②通報を受けた者は、速やかに状況を確認し、不審者の侵入であれば警察署に通報する。
- ③警察署員が到着するまで、教職員及び警備員は、児童、生徒、学生の安全を確保するとともに、不審者の排除を行う。



◆暴力行為が発生した場合

- ①暴力行為やけんかを発見した場合速やかに教職員又は守衛室の警備員に通報すること。
（※1人では絶対に対応しない！）
- ②通報を受けた者は、速やかに状況を確認する。
- ③外部者による場合は大学から警察に通報する。
- ④学生同士のトラブルの場合、顧問教員、指導教員等関係の教職員が対応する。

緊急連絡先

職員の勤務時間中（平日8:30～17:15） 学生支援課 電話：0742-27-9130
 職員の勤務時間外（土・日、祝日を含む） 守衛室警備員 電話：0742-27-9116